

第 八 十 九 号 議 案

江 戸 川 区 す く す く ス ク ー ル 事 業 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 二 年 九 月 十 七 日

提 出 者

江 戸 川 区 長 齊

藤

猛

江戸川区すすくすくスクール事業条例の一部を改正する条例

江戸川区すすくすくスクール事業条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項の」を削り、「に係る登録をいう」を「の利用に係る登録をいう。以下同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 学童クラブ事業の利用時間を延長しようとする児童の保護者は、学童クラブ登録に加え、学童クラブ延長登録（学童クラブ事業の利用時間の延長に係る登録をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

第六条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 学童クラブ登録を行った児童の保護者は、児童一人につき、月額四千円の育成料（学童クラブ事業の利用に要する費用をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

3 学童クラブ延長登録を行った児童の保護者は、児童一人につき、月額千円の延長育成料（学童クラブ事業の利用時間の延長に要する費用をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

第七条の見出し中「育成料」の下に「及び延長育成料」を加え、同条中「前条ただし書に規定する育成料」を「育成料及び延長育成料」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「育成料」の下に「及び延長育成料」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 江戸川区すすくすくスクール事業の利用に係る登録その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

（説明）

学童クラブ事業の利用時間の延長を可能とするとともに、当該利用時間の延長に要する費用に係る規定を追加する必要があるので、本案を提出いたします。